

普 通 倉 庫 荷 役 料 率 表

三菱商事ロジスティクス株式会社
(平成 25 年 2 月 12 日 関東運輸局届出)

I. 料率の種類及び額

1. 基本料金

(単位: 円)

大区分	中区分	料金(1トンに付)
穀飼類	米・麦・粉類	265.0 ~ 530.0
	その他の穀飼類	220.0 ~ 440.0
農林水産品	たばこ	205.0 ~ 410.0
	農水産物・木材	250.0 ~ 500.0
塩・砂糖類	塩	265.0 ~ 530.0
	砂糖	220.0 ~ 440.0
食料工業品	酒類	395.0 ~ 790.0
	飲料	285.0 ~ 570.0
	菓子	300.0 ~ 600.0
	缶詰	350.0 ~ 700.0
	その他食品	500.0 ~ 1,000.0
繊維製品		350.0 ~ 700.0
繊維原料	生糸・毛類	385.0 ~ 770.0
	その他の繊維原料	280.0 ~ 560.0
紙・パルプ類		290.0 ~ 580.0
金属・機械類	貴金属地金	400.0 ~ 800.0
	鉄材・鉄製品	300.0 ~ 600.0
	地金・自動車・車輛 金物製品(洋食器・空缶類) 機器・器具・部品 (家庭用電気・ガス器具のみ)	350.0 ~ 700.0
	精密機械	600.0 ~ 1,200.0
	その他の金属・機械類	500.0 ~ 1,000.0
肥料類		200.0 ~ 400.0
化学工業品	薬品類(医薬品のみ) 染料・塗料 油脂・ろう類 化学製品 (化粧品・合成樹脂素材のみ)	290.0 ~ 580.0
	その他の化学工業品	380.0 ~ 760.0
窯業品	セメント	290.0 ~ 580.0
	板ガラス	350.0 ~ 700.0
ゴム・皮革類		280.0 ~ 560.0
鉱産品		240.0 ~ 480.0
雑品		230.0 ~ 460.0

撤貨物の軽揚一袋詰一庫入作業 (1トンにつき、単位 円)

品目	甲地(A)
米・小麦	530.0 ~ 1,060

区分	甲地(A)
袋物・ペール物及びこれらに類似した作業能率のもの	610 ~ 1,220
雑貨類・機械類(1個当たり5トン未満のもの)及びこれらに類似した作業能率のもの)	550 ~ 1,100
ユニタイズ貨物、機械類(1個当たり5トン以上のもの)完成車(重量5トン以上 又は容積20トン以上のもの)及びこれらに類似した作業能率のもの	490 ~ 980

2. 割増料率及び割引料率

(1) 割増料率

種別	内容	割増率又は割増額	
半夜荷役	17時から21時30分までの間における荷役	基本料率の60%増	
土曜日荷役	土曜日(当該週の月曜日から金曜日までの間に国民の祝日(振替休日を含む)がある場合における土曜日を除く。)における荷役	基本料率の60%増	
日曜日・祝祭日荷役	日曜日・祝祭日(振替休日を含む)における荷役料	基本料率の100%増	
雨天・雪天荷役	雨天・雪天における荷役	基本料率の10%増	
超過距離荷役	基本距離を越える距離の荷役であって、その超過距離が50メートル以内のもの (注)参照	1トンにつき 撤貨物 一般貨物	甲地(A) 180円 215円
多階建倉庫荷役	2階以上の倉庫への貨物の庫入又は2階以上の倉庫からの 貨物の庫出荷役	基本料率の30%増以内	

(注) 基本距離とは軽揚庫入又は庫出軽積荷役にあっては80メートル、庫入又は庫出荷役にあっては50メートルとします。

(2) 割引料率

種別	内容	割引率
大口数量割引	荷主からの1荷役の引受において、同一貨物の量が、50トン以上の場合	当該貨物量につき ①100トンまでの部分は基本料率の5%引 ②100トンを超える500トンまでの部分は基本料率の7%引 ③500トンを超える部分は基本料率の10%引
長期大量割引	同一荷主から3ヶ月以上の長期契約に基づき、1回当たり50トン以上の荷役を1ヶ月に2回以上、3ヶ月以上連続して引き受けた場合	1回当たり50トン以上の荷役につき、基本料率の5%引き

3. その他の料率

(1) 特殊荷役料

はい替 庫入又は箱出料率の 80%

仕訳 " 30%

看貫 " 30%(計量器使用、検量立会人の費用は含まない。)

仮置 " 30%

庫移し 庫入及び庫出の料率の合算額

(2) 量目調整料 実費を申し受けます。

(3) 荷直料(1トンにつき)

		甲地 (A)
麻袋	メイズ・マイロ・大豆・大麦	174 円 80 銭
	その他の	146 円 50 銭
紙袋	ビニール袋	174 円 80 銭

(注) ①本料率は取扱貨物全数量に適用します。

②本料率には材料費を含みません。

③袋物以外は実費を申し受けます。

(4) 待機料 (1 口 1 時間につき、単位 円)

		4~6 人 (5 人)	7~9 人 (8 人)	10~12 人 (11 人)	13~15 人 (14 人)	16~18 人 (17 人)	19~21 人 (20 人)
昼 間 8 時 30 分から 17 時 00 分まで	甲地(A)	19,490	31,140	42,820	54,510	66,180	77,870
半 夜 17 時 00 分まで 21 時 30 分まで	甲地(A)	30,320	48,440	66,610	84,790	102,950	121,130

(5) 最低料金 (1 口に付き、単位 円)

		4~6 人 (5 人)	7~9 人 (8 人)	10~12 人 (11 人)	13~15 人 (14 人)	16~18 人 (17 人)	19~21 人 (20 人)
昼 間 8 時 30 分から 17 時 00 分まで	甲地(A)	154,620	247,040	339,710	432,450	525,030	617,770
半 夜 17 時 00 分まで 21 時 30 分まで	甲地(A)	154,620	247,040	339,710	432,450	525,030	617,770

(6) トラック積卸手伝料金

軽揚庫入又は庫出軽積料率の 40%以内

4. 分担金等

軽揚庫入又は庫出軽積作業に対し、次のとおり申し受けます。

- (1) 港湾福利分担金・・・・・・・・各貨物 (一律) 1 トンにつき 4 円
- (2) 港湾労働法関係付加金 (五大港に限る) 各貨物 (一律) 1 トンにつき 1 円 50 銭
- (3) 労働安定基金・・・・・・・・各貨物 (一律) 1 トンにつき 3 円 50 銭

(注) 港湾労働法関係付加金は、港湾労働法に基づき指定された港湾において、同法の適用を受ける倉庫で作業した場合に申し受けます。

5. 消費税等の加算

料金の総額に消費税 (地方消費税を含む) に相当する金額を申し受けます。ただし保税蔵置場に蔵置中の輸出入貨物に係る料金については、この限りでありません。

II. 料 率 の 適 用

1. 料率表に記載のない貨物

基本料率表に記載のない貨物については、基本料率表に記載の貨物と荷姿、作業構成員数等が類似している場合は、その貨物の料率を適用し、類似した貨物がない場合は、荷主と協議の上決定した料率を基本料率とします。

2. 料金の計算

料金の計算は、次によります。

(1) 計算トン数（コンテナを除く。）は重量 1, 000 キログラムをもって 1 トンとして計算したトン数又は体積 1, 133 立方メートルをもって 1 トンとして計算したトン数のいずれか大なる方とします。

なお、慣例により計算トン数の算出に当たり重量に一定の系数を乗じて得た数値を使用している場合には、その例によります。

ただし、次の場合の系数は、それぞれの定めるところによります。

イ. メイズ、マイロ、大豆、大麦の撤解揚一袋詰一庫入作業 1.0 ハ.袋物のペレット状飼料 1.3

ロ. 袋物のメイズ、マイロ、大豆、大麦 1.2 ニ. 袋物のふすま 1.8

(2) コンテナの計算トン数は、実入、空とも 20 フィート型は 1 個当たり 32 トン、40 フィート型は 1 個当たり 48 トンとします。（20 フィート型未満のコンテナは、20 フィート型を基準とする換算トン数をもって計算トン数とし、35 フィート型及び 45 フィート型等は 40 フィート型と同じとします。）

(3) 1 個の体積が 0.025 立方メートルに満たない貨物は、1 個の体積を 0.025 立方メートルとして計算トン数の算出を行います。

(4) 割増料率又は割引料率が重複する場合は、基本料率にそれぞれの割増率又は割引率を乗じて得た額を基本料率に加算し、又は基本料率から差し引きます。また、超過距離荷役が重複する場合には、その割増額を基本料率に加算します。

(5) 接岸船舶の積卸しに直接接続する庫入庫出の荷役は、解揚庫入又は庫出解積料率と同一の料率を適用します。

(6) 庫入又は庫出 1 回の料金の総額が 300 円に満たないときは、300 円を申し受けます。

(7) 消費税等の加算について

イ. 料金の総額に消費税（地方消費税を含む）に相当する金額を別途申し受けます。

ロ上記により計算された金額に 1 円未満の端数が生じたときは、1 円単位に四捨五入します。

3. 割増料率

割増料率の適用は次のとおりとします。

(1) 半夜荷役割増

17 時より 21 時 30 分までの間における荷役について、所定の半夜荷役割増を適用します。

(2) 土曜日荷役割増

土曜日（当該週の月曜日から金曜日までの間に国民の祝日（振替休日を含む）がある場合における土曜日を除く。）における荷役について、所定の土曜日荷役割増を適用します。

- (3) 日曜日・祝祭日荷役割増
日曜日・国民の祝日（振替休日を含む）及び祭日における荷役について、所定の日曜日・祝祭日荷役割増を適用します。
- (4) 雨天・雪天荷役割増
荷主の要求により雨天、雪天時において荷役を行った場合には所定の雨天・雪天荷役割増を適用します。
- (5) 超過距離荷役割増
基本距離を越える距離の荷役であって、その超過距離が 50 メートル以内のものについて所定の超過距離荷役割増を適用します。
- (6) 多階建倉庫荷役割増
2 階以上の倉庫への貨物の庫入、又は 2 階以上の倉庫からの貨物の庫出を伴う荷役について、所定の多階建荷役割増を適用します。

4. 割引料率

割引料率の適用は次のとおりとします。

- (1) 大口数量割引
荷主から 1 荷役の引受けにおいて、同一貨物の量が 50 トン以上の場合には、所定の大口数量割引を適用します。
- (2) 長期大量割引
同一荷主から、3 か月以上の長期契約に基づき、1 回当たり 50 トン以上の荷役を 1 ヶ月に 2 回以上、3 か月以上連続して引受けた場合、当該荷役については所定の長期大量割引を適用します。

5. その他の料率

その他の料率の適用は次のとおりとします。

- (1) 特殊荷役料
本料金は、貨物のはい替、仕訳、看貫、仮置、庫移し作業を行った場合に適用します。
ただし、看貫作業における計量器使用及び検量立会い人の費用は、本料金とは別に実費を申し受けます。
なお、本料金に対しては I-2 (割増料率及び割引料率)、II-1 (料率表に記載のない貨物) 及び同 2 (料金の計算) の規定を適用します。
- (2) 量目調整料
本料金は、貨物の量目調整作業を行った場合に適用します。
- (3) 荷直料
本料金は、荷直作業を行った場合に適用します。
- (4) 待機料
本料金は、荷役開始時刻（昼間荷役にあっては 8 時 30 分、半夜荷役にあっては 17 時 00 分）以降における本船入港待又は、天候或いは、揚貨装置故障等による荷役待機が生じた場合であって、昼間荷役にあっては、8 時 30 分から 17 時 00 分までの間、半夜荷役にあっては、17 時 00 分から 21 時 30 分までの間に発生した待機時間について、それぞれの待機料を適用します。
ただし、待機事由が倉庫業者の責に帰さないものであるときに限ります。

(5) 最低料金

本料金は、次の各号に該当する場合に適用します。

ただし、これらの場合が倉庫業者の責に帰さないものである時に限ります。

イ.荷役手配の取消の場合

(イ) 昼間荷役の手配申し受け最終時刻（前日の 15 時）以降の 2 時間を経過してからの取消については、昼間荷役の最低料金を適用します。

(ロ) 半夜荷役の手配申し受け最終時刻（当日の 15 時）以降の取消については、半夜荷役の最低料金を適用します。

ロ.半端荷役等の場合

荷役開始後における作業中止、又は少量作業、或いは待機が伴ったこと等により、昼間荷役及び半夜荷役の区分毎に当該作業に係る請求金額がそれぞれの最低料金に満たない場合は、当該の最低料金を適用します。

(6) トラック積卸手伝料金

本料金はトラック積降作業を要請により手伝った場合に適用します。

6. 個別に協議して定める料金

- (1) 特殊な貨物（特大品、変質、発熱、塵埃、悪臭、汚損の甚だしい貨物、海難貨物等）の荷役、又は特別な荷役（荒天時荷役、見本採取等を伴う荷役等）の場合は、基本料率による料金のほかに、荷主と協議の上決定した金額を申し受けます。
- (2) 荷主の要求により検品、改装、改梱、見本採取、特殊仕訳、マーク刷、エフ付、詰合せ、詰替えその他の作業を行った場合には荷主と協議の上、実費申し受けます。
- (3) 基本距離を越える距離の荷役であって、その超過距離が 50 メートルを超える場合は、基本料率による料金のほかに、荷主と協議の上、別途実費を申し受けます。
- (4) 荷主の要求により、特別の荷役機械、資材等を使用した場合には、荷主と協議の上、別途実費を申し受けます。
- (5) 天災等特別の事由により、労働者の確保が著しく困難なときは、荷主と協議の上、一定の期間を限り特別料金をしうけることがあります。
- (6) 高価品の明告ある貨物、危険品貨物は、荷主と協議の上決定した金額を申し受けます。
- (7) 荷主の要求により、電算機その他の機器を使用して特別な事務処理を行った場合は、荷主と協議の上決定した金額を申し受けます。
- (8) 本料率表に記載のない事項については、その都度荷主と協議の上決定した金額を申し受けます。

III. 荷役料率適用級地

甲地 (A)

都道府県	地名
東 京	東京都(島しょを除く)
千 葉	千 葉 県
埼 玉	埼 玉 県
神 奈 川	神 奈 川 県
茨 城	茨 城 県
岐 阜	岐 阜 県
大 阪	大 阪 府